

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月18日
【計算期間】	第52期（自 平成24年9月20日 至 平成25年9月19日）
【ファンド名】	追加型・公社債証券投資信託（9月設定）
【発行者名】	三菱UFJ投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【事務連絡者氏名】	井上 靖
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の安定的な成長をめざします。

信託金の限度額は、2,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

商品分類表				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型		株式	MMF	インデックス型
	国内			
		債券	MR F	
	海外	不動産投信		
		その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
追加型	内外	資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 一 般)) 資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

有価証券報告書（内国投資信託）

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。	
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回		信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）		信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）		信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々		信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他		上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

■ファンドの目的

わが国の公社債を実質的な主要投資対象とし、わが国の短期公社債の指標であるNOMURA－BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。

■ファンドの特色

1 主にわが国の安全性の高い公社債に投資し、信託財産の安定的な成長をめざします。

わが国の国債、地方債、政府保証債、金融債、電力債、事業債などで運用します。
また、運用にあたりましては、NOMURA－BPI短期インデックスをベンチマーク（注）とします。

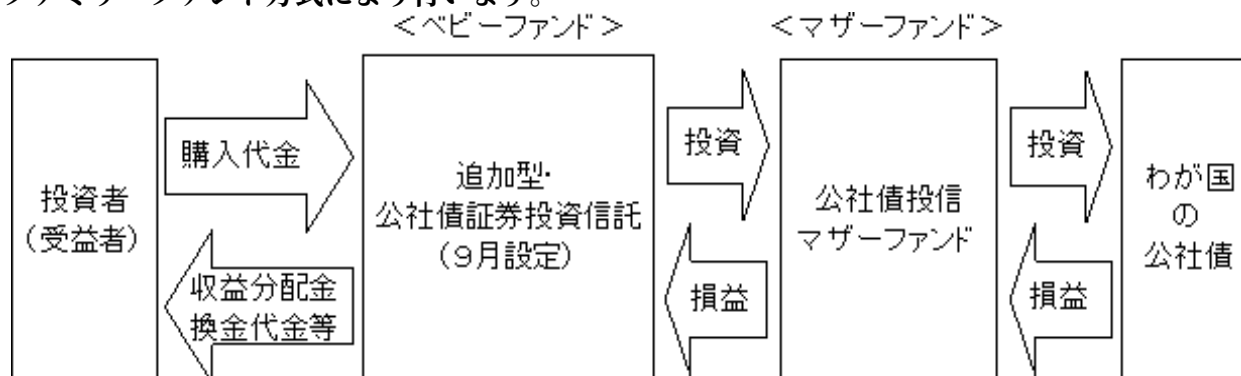
（注）ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

2 運用成果に応じて、年1回分配を行います。

年1回の決算時（9月19日（9月19日またはその翌日が休業日の場合は、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち19日に最も近い日））に分配を行います。
決算日の収益分配前の基準価額が1万円を超過している場合はその超過額の全額を分配し、1万円以下の場合は分配を行いません。
将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

<ファンドの仕組み>

運用は主に公社債投信マザーファンドへの投資を通じて、わが国の公社債へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



<主な投資制限>

- ・外貨建資産への投資は行いません。
- ・デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

●NOMURA－BPI短期インデックス

NOMURA－BPI短期インデックスとは、NOMURA－BPI総合インデックスのサブインデックスで、残存期間1年から3年の債券で構成されています。NOMURA－BPI総合インデックスは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA－BPI総合インデックスおよびNOMURA－BPI短期インデックスは野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果に関し野村證券株式会社は一切関係ありません。

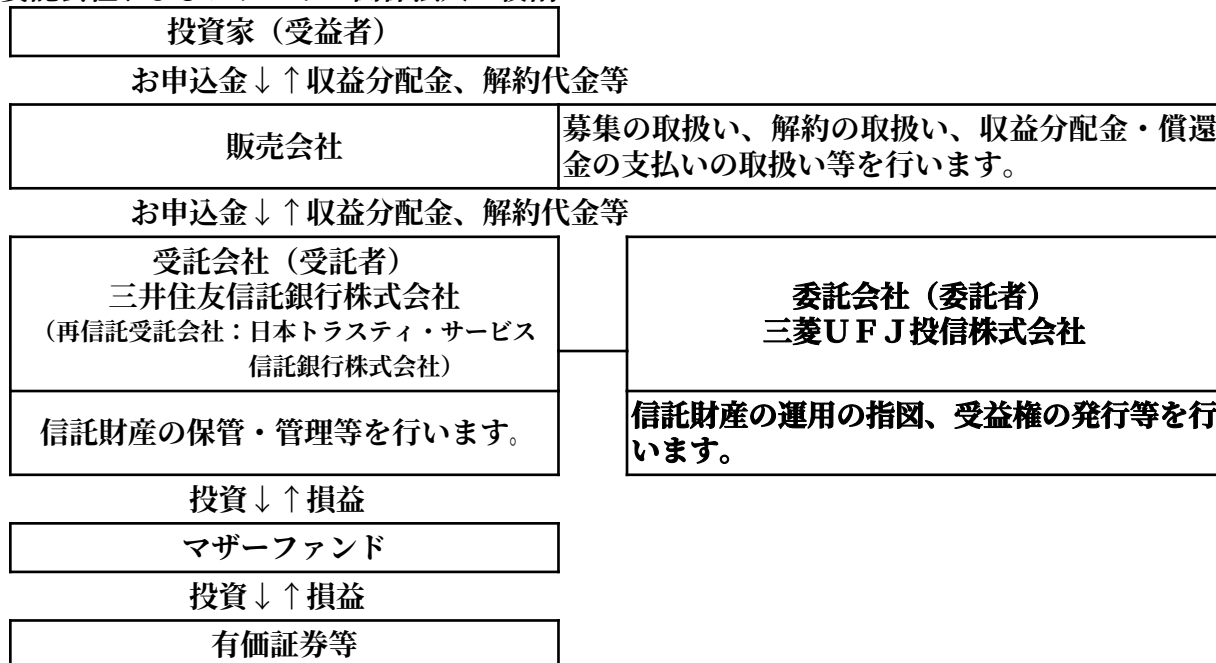
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和36年9月22日	設定日、信託契約締結、運用開始
平成13年9月20日	「予想分配型」から「実績分配型」へ変更、ファミリーファンド方式の導入
平成17年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をユーエフジェイパートナーズ投信株式会社から三菱UFJ投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

③委託会社の概況

・資本金

2,000百万円（平成25年10月末現在）

・沿革

平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

・大株主の状況（平成25年10月末現在）

株主名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	62,050株	50.0%
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,025株	25.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,023株	25.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

わが国の公社債および公社債投信マザーファンド受益証券へ投資し、NOMURA-BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。公社債組入比率の調整のためおよび価格変動リスクを回避するために債券先物取引、債券先物オプション取引等を利用する場合があります。

(2)【投資対象】

①有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ投信株式会社を委託会社とし三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された公社債投信マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1. 国債証券
2. 地方債証券
3. 特別の法律により法人の発行する債券
4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）に限ります。）
5. 資産の流動化に係る特定社債権（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
6. コマーシャル・ペーパー
7. 外国又は外国の者の発行する証券で1. から6. の証券の性質を有するもの
8. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
9. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

なお、1. から5. までの証券ならびに7. の証券のうち1. から5. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

②金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ③その他の投資対象
- 信託約款に定める次に掲げるもの。
1. 有価証券先物取引等
 2. スワップ取引

<公社債投信マザーファンドの概要>

（基本方針）

この投資信託は、信託財産の安定的な成長をめざします。

（運用方法）

①投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

②投資態度

わが国の公社債へ投資し、NOMURA－BPI短期インデックスをベンチマークとして、利子等収益の確保および売買益の獲得をめざします。公社債組入比率の調整のためおよび価格変動リスクを回避するために債券先物取引、債券先物オプション取引等を利用する場合があります。

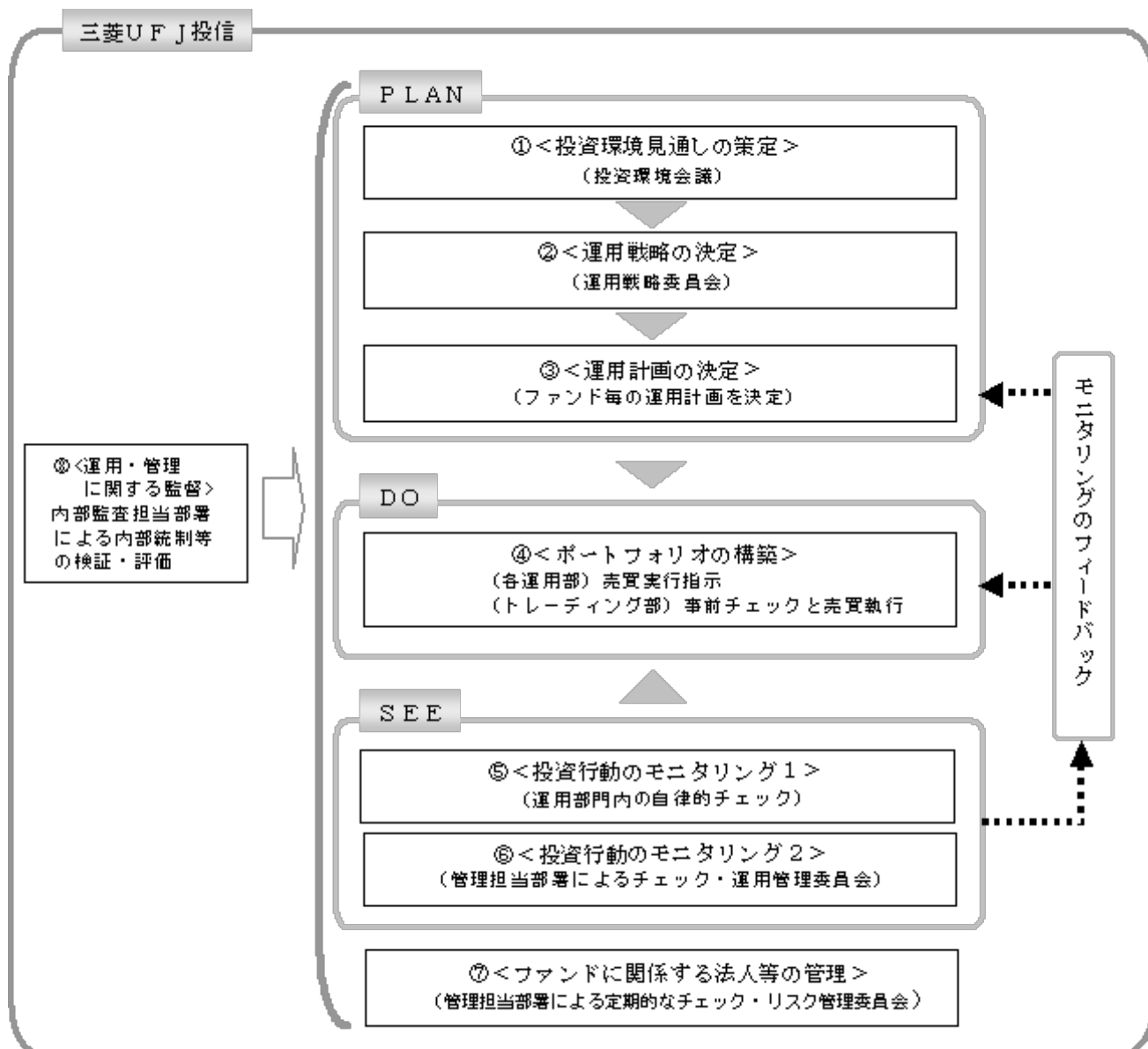
（投資制限）

①外貨建資産への投資は行いません。

②有価証券先物取引等は価格変動リスクを回避するため行うことができます。

③スワップ取引は効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクを回避するため行うことができます。

(3) 【運用体制】



①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年12月18日現在のものであり、今後変更される可能性があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、運用収益（純資産総額が当該元本の額（1万口当たり1万円とします。以下同じ。）を超過する額）の全額を分配します。

（５）【投資制限】

＜信託約款に定められた投資制限＞

①外貨建資産

外貨建資産への投資は行いません。

②投資信託証券

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への投資は行いません。

③有価証券先物取引等

a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとし（以下同じ。）、外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとしします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下、「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、③で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

b. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとしします。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（２）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下、「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象②金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ③で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

④スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用、ならびに価格変動リスクを回避するため、異った受取り金利または異った受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。但し、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑤信用取引

信用取引の指図は行いません。

⑥有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

⑦資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

⑧有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図をすることができます。但し、当該貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとし、

＜その他法令等に定められた投資制限＞

・デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

①市場リスク

（価格変動リスク）

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

②信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

③流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。

（2）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、

①運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、②運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

①市場リスク

（価格変動リスク）

市場リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、市場リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

②信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、市場リスクと同様の管理体制をとっています。

信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

③流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

解約手数料は1万口につき26.25円[※]（税抜 25円）です。

ただし、昭和37年4月21日から平成13年3月21日までに受益権を取得した受益者が当該受益権について解約請求をしたときは、1万口につき105円[※]（税抜 100円）です。

解約手数料（税込）は解約時にご負担いただきます。

なお、販売会社の破綻等、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が、委託会社に申し出た場合に限ります。）は、上記の手数料を徴しないことができます。

※消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

(3) 【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の元本の額に当該日の属する月の前月（当該日が、当該日の属する月における1日から19日（19日もしくはその翌日が休業日であるときは、19日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、19日に最も近い日。）までにあたる日である場合には、当該日の属する月の前々月とします。）の無担保コール翌日物レートの平均値（「コールレート平均値」といいます。）に応じて以下に定める率を乗じて得た額とします。

コールレート平均値が	0.50%超の場合	年0.707%
	0.30%超0.50%以下の場合	年0.500%
	0.15%超0.30%以下の場合	年0.300%
	0.15%以下の場合	年0.150%

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

コールレート平均値	委託会社	販売会社 [※]	受託会社
0.50%超の場合	年0.1950%	年0.4620%	年0.0500%
0.30%超0.50%以下の場合	年0.1392%	年0.3255%	年0.0353%
0.15%超0.30%以下の場合	年0.0835%	年0.1953%	年0.0212%
0.15%以下の場合	年0.0407%	年0.0987%	年0.0106%

※販売会社の配分額は、消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ①信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
- ②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息は、受益者の負担として信託財産から支払われます。
- ③上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、外国での資産の保管等に要する費用等が含まれます。

（※）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、公社債投資信託として取り扱われます。

受益者が支払いを受ける収益分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、次の通り課税されます。

①個人の受益者に対する課税

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉分離課税されます。

②法人の受益者に対する課税

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収されます。

ファンドはマル優制度の対象となっています。マル優制度利用の場合、ひとり元金350万円（既に利用している場合は、その金額を差し引いた額）までについて、上記の税金はかかりません。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。

◇マル優制度（少額貯蓄非課税制度）について

マル優制度（少額貯蓄非課税制度）は、障害者等に対する少額貯蓄非課税制度のことです。

障害者等とは、遺族基礎年金を受けることができる妻である人、身体障害者手帳の交付を受けている人など一定の要件に該当する人をいいます。

◇個別元本について

- ①受益者毎の信託時の受益権の価額が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

※上記は平成25年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成25年10月31日現在
(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	864,408,818	99.75
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	2,159,196	0.25
純資産総額		866,568,014	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

平成25年10月31日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率(%)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	償還期限 (年/月/日)	
日本	公社債投信マザーファンド	親投資信託 受益証券	—	800,600,925	1.0791 1.0797	863,928,459 864,408,818	— —	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年10月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.75
合 計	99.75

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成25年10月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第43計算期間末日 (平成16年 9月21日)	7,004,143,194 (分配付) 6,976,154,862 (分配落)	10,040 (分配付) 10,000 (分配落)
第44計算期間末日 (平成17年 9月20日)	4,666,676,694 (分配付) 4,655,889,003 (分配落)	10,023 (分配付) 10,000 (分配落)
第45計算期間末日 (平成18年 9月19日)	4,110,335,039 (分配付) 4,110,335,039 (分配落)	9,996 (分配付) 9,996 (分配落)
第46計算期間末日 (平成19年 9月19日)	1,439,182,449 (分配付) 1,435,111,042 (分配落)	10,028 (分配付) 10,000 (分配落)
第47計算期間末日 (平成20年 9月24日)	1,236,602,669 (分配付) 1,235,525,292 (分配落)	10,009 (分配付) 10,000 (分配落)
第48計算期間末日 (平成21年 9月24日)	1,149,861,363 (分配付) 1,130,808,373 (分配落)	10,168 (分配付) 10,000 (分配落)
第49計算期間末日 (平成22年 9月21日)	1,097,283,547 (分配付) 1,088,525,276 (分配落)	10,080 (分配付) 10,000 (分配落)
第50計算期間末日 (平成23年 9月20日)	1,030,458,182 (分配付) 1,027,883,336 (分配落)	10,025 (分配付) 10,000 (分配落)
第51計算期間末日 (平成24年 9月19日)	890,260,357 (分配付) 885,810,932 (分配落)	10,050 (分配付) 10,000 (分配落)

第52計算期間末日 (平成25年 9月19日)	868,254,079 (分配付) 866,443,215 (分配落)	10,021 (分配付) 10,000 (分配落)
平成24年10月末日	893,469,730	10,004
11月末日	891,112,481	10,006
12月末日	887,104,120	10,008
平成25年 1月末日	887,203,692	10,015
2月末日	886,649,095	10,020
3月末日	879,491,122	10,022
4月末日	877,066,629	10,011
5月末日	871,178,471	10,009
6月末日	870,813,145	10,014
7月末日	870,508,324	10,017
8月末日	868,136,684	10,019
9月末日	869,003,890	10,002
10月末日	866,568,014	10,004

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第43計算期間	40円12銭
第44計算期間	23円17銭
第45計算期間	0円
第46計算期間	28円37銭
第47計算期間	8円72銭
第48計算期間	168円49銭
第49計算期間	80円46銭
第50計算期間	25円05銭
第51計算期間	50円23銭
第52計算期間	20円90銭

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第43計算期間	0.40
第44計算期間	0.23
第45計算期間	△0.04
第46計算期間	0.32
第47計算期間	0.09
第48計算期間	1.68
第49計算期間	0.80
第50計算期間	0.25
第51計算期間	0.50
第52計算期間	0.21

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第43計算期間	8,992,075	6,331,715,574	6,976,154,621
第44計算期間	8,189,608	2,328,456,727	4,655,887,502
第45計算期間	5,833,281	549,920,560	4,111,800,223
第46計算期間	4,560,145	2,681,250,187	1,435,110,181
第47計算期間	9,813,393	209,398,776	1,235,524,798
第48計算期間	2,117,055	106,833,482	1,130,808,371
第49計算期間	11,710,053	53,993,469	1,088,524,955
第50計算期間	14,291,390	74,933,575	1,027,882,770
第51計算期間	2,518,278	144,590,586	885,810,462
第52計算期間	8,982,991	28,351,079	866,442,374

<参考>

「公社債投信マザーファンド」

(1) 投資状況

平成25年10月31日現在

(単位：円)

資産の種類	国／地域名	時価合計	投資比率(%)
国債証券	日本	1,913,205,000	14.30
地方債証券	日本	103,003,000	0.77
特殊債券	日本	3,820,092,181	28.55
社債券	日本	7,356,831,638	54.98
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)	—	187,402,348	1.40
純資産総額		13,380,534,167	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

平成25年10月31日現在

国／ 地域	銘 柄	種類	業種	券面総額 (千円)	上段：帳簿価額 下段：評 価 額		利率 (%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)		
日本	第91回利付国債(5年)	国債証券	—	700,000	100.59 100.5700	704,134,000 703,990,000	0.400000 2015/09/20	5.26
日本	第6回三菱東京UFJ銀行(劣後 特約付)	社債券	—	600,000	102.43 101.7490	614,622,000 610,494,000	1.730000 2014/12/22	4.56
日本	第97回利付国債(5年)	国債証券	—	600,000	100.76 100.7450	604,566,000 604,470,000	0.400000 2016/06/20	4.52
日本	第93回利付国債(5年)	国債証券	—	500,000	100.91 100.8470	504,560,000 504,235,000	0.500000 2015/12/20	3.77
日本	第13回首都高速道路債券(財投 機関債)	特殊債券	—	400,000	102.32 101.7300	409,312,000 406,920,000	1.480000 2015/03/20	3.04
日本	第20回みずほコーポレート銀行	社債券	—	400,000	100.83 100.7070	403,336,000 402,828,000	0.710000 2015/04/20	3.01
日本	第242回信金中金債	特殊債券	—	400,000	100.84 100.6560	403,372,000 402,624,000	0.700000 2015/01/27	3.01
日本	第38回野村ホールディングス	社債券	—	400,000	99.95 100.5930	399,800,000 402,372,000	0.605000 2016/02/26	3.01
日本	第17回西日本高速道路	特殊債券	—	400,000	99.72 99.8640	398,900,000 399,456,000	0.196000 2015/12/18	2.99
日本	第5回ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション	社債券	—	300,000	101.68 101.1910	305,058,000 303,573,000	1.230000 2015/01/27	2.27
日本	第2回三菱UFJ信託銀行(劣後 特約付)	社債券	—	300,000	101.06 101.0634	303,190,384 303,190,384	1.950000 2014/06/17	2.27
日本	第4回ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	社債券	—	300,000	100.93 100.9352	302,805,698 302,805,698	1.980000 2014/05/28	2.26
日本	第140回オリックス	社債券	—	300,000	100.78 100.7893	302,367,910 302,367,910	1.140000 2014/09/26	2.26
日本	第720号商工債券	特殊債券	—	300,000	100.89 100.7360	302,670,000 302,208,000	0.650000 2015/05/27	2.26
日本	第13回トヨタ自動車	社債券	—	300,000	100.00 100.2060	300,000,000 300,618,000	0.289000 2016/06/20	2.25
日本	第22回三菱UFJリース	社債券	—	300,000	99.68 99.8790	299,043,000 299,637,000	0.235000 2016/02/26	2.24
日本	第9回三井住友銀行(劣後特約 付)	社債券	—	200,000	102.95 102.7040	205,914,000 205,408,000	1.750000 2015/08/17	1.54
日本	第4回住友信託銀行(劣後特約 付)	社債券	—	200,000	102.66 101.9390	205,322,000 203,878,000	1.670000 2015/04/28	1.52
日本	第7回ゴールドマン・サックス・ グループ・インク	社債券	—	200,000	102.35 101.7280	204,716,000 203,456,000	1.790000 2015/02/03	1.52
日本	第484回中部電力	社債券	—	200,000	101.07 101.0716	202,143,356 202,143,356	1.410000 2014/09/25	1.51
日本	第718号農林債券	特殊債券	—	200,000	100.85 100.6920	201,714,000 201,384,000	0.700000 2015/03/27	1.51
日本	第155回オリックス	社債券	—	200,000	100.98 100.6360	201,972,000 201,272,000	0.870000 2014/11/21	1.50
日本	第708号商工債券	特殊債券	—	200,000	100.53 100.5369	201,073,849 201,073,849	1.150000 2014/05/27	1.50
日本	第10回JPモルガン・チェー ス・アンド・カンパニー	社債券	—	200,000	100.00 100.3300	200,000,000 200,660,000	0.462000 2016/06/13	1.50
日本	第51回三井住友銀行	社債券	—	200,000	100.37 100.3100	200,756,000 200,620,000	0.350000 2015/10/20	1.50
日本	第60回アコム	社債券	—	200,000	100.25 100.2541	200,508,363 200,508,363	3.850000 2013/11/27	1.50

日本	第４回ビー・エス・ピー・パリパ	社債券	—	200,000	100.00 100.1860	200,000,000 200,372,000	0.530000 2016/09/13	1.50
日本	第５２回トヨタファイナンス	社債券	—	200,000	100.05 100.1380	200,114,000 200,276,000	0.263000 2016/06/20	1.50
日本	第８回現代キャピタル・サービス・インク	社債券	—	200,000	100.11 100.1185	200,237,045 200,237,045	0.770000 2014/05/14	1.50
日本	第７回セブン&アイ・ホールディングス	社債券	—	200,000	100.00 100.0920	200,000,000 200,184,000	0.258000 2016/06/20	1.50

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ｂ全銘柄の種類／業種別投資比率

平成25年10月31日現在

種類／業種別	投資比率(%)
国債証券	14.30
地方債証券	0.77
特殊債券	28.55
社債券	54.98
合 計	98.60

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	取得申込受付日（決算日）の基準価額
申込価額の算出頻度	年1回の決算日
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 （受付時間：毎営業日の9:00～17:00）
申込手数料	ありません。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。 取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとします。申込みコースの取扱い は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。 マル優制度（少額貯蓄非課税制度）を利用する場合、取得申込者はマル優の適格者である旨を確認できる公的書類を持参のうえ、「非課税貯蓄申込書」、「非課税貯蓄申告書」を提出するものとします。ただし、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行えない場合があります。
申込受付時間	販売会社が定める時間
その他	追加設定は、取得申込受付日の翌日に行います。 金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。 ファンドの規模等を勘案し、委託会社の判断により大口の申込みに制限を設ける場合があります。

2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。
解約単位	1万口単位 ただし、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合等は1口単位
解約価額	解約請求受付日の基準価額 受益者の受取金額は、解約価額から所得税および地方税（解約価額の個別元本超過額に対し計20%）ならびに1万口につき26.25円 [※] （税抜 25円）の割合で計算した手数料を差し引いた金額となります。ただし、昭和37年4月21日から平成13年3月21日までに受益権を取得した受益者が当該受益権について解約請求をしたときは、上記の手数料の割合を1万口につき105円 [※] （税抜 100円）とします。なお、販売会社の破綻等、販売会社にやむを得ない事情があるとき（販売会社が、委託会社に申し出た場合に限ります。）は、上記の手数料を徴しないことができます。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
信託財産留保額	ありません。
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。

解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して4営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	販売会社が定める時間
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の解約請求については正午までをお願いいたします。委託会社は、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
買取り	販売会社は、受益者の請求があるときは、原則として、その受益権を買い取ります。

※換金の詳細については販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 公社債等：原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価格と償還価格の差額を日割計算し日々計上することにより評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス http://www.am.mufg.jp/

(2)【保管】

受益証券の保管	該当事項はありません。
---------	-------------

(3) 【信託期間】

信託期間	昭和36年9月22日から無期限 ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。
------	---

(4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎年9月20日から翌年9月19日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（「該当日」といいます。）もしくはその翌日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日以降の営業日で翌日が営業日である日のうち、該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

(5) 【その他】

ファンドの償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの償還等に関する開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立ておよび反対者の買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。
運用報告書の作成	委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、運用経過、信託財産の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.am.mufg.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。 「分配金受取りコース（一般コース）」 ・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。 「分配金再投資コース（累積投資コース）」 ・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。
償還金に対する請求権	受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。 ・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 ・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。
換金（解約）請求権	受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。 ・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。 （「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第52期計算期間（平成24年9月20日から平成25年9月19日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

追加型・公社債証券投資信託（9月設定）

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 51 期 [平成24年9月19日現在]	第 52 期 [平成25年9月19日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,141,865	5,307,864
親投資信託受益証券	883,546,770	864,279,504
未収入金	3,684	14,452
未収利息	11	4
流動資産合計	891,692,330	869,601,824
資産合計	891,692,330	869,601,824
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,449,425	1,810,864
未払解約金	—	3,633
未払受託者報酬	99,420	93,298
未払委託者報酬	1,307,061	1,226,908
その他未払費用	25,492	23,906
流動負債合計	5,881,398	3,158,609
負債合計	5,881,398	3,158,609
純資産の部		
元本等		
元本	※1 885,810,462	※1 866,442,374
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	470	841
元本等合計	885,810,932	866,443,215
純資産合計	885,810,932	866,443,215
負債純資産合計	891,692,330	869,601,824

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 51 期 自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日	第 52 期 自 平成24年 9月20日 至 平成25年 9月19日
営業収益		
受取利息	1,387	967
有価証券売買等損益	6,017,377	3,190,265
営業収益合計	6,018,764	3,191,232
営業費用		
受託者報酬	99,420	93,298
委託者報酬	1,307,061	1,226,908
その他費用	25,492	23,906
営業費用合計	1,431,973	1,344,112
営業利益	4,586,791	1,847,120
経常利益	4,586,791	1,847,120
当期純利益	4,586,791	1,847,120
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	566	470
剰余金減少額又は欠損金増加額	137,462	35,885
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	137,462	35,885
分配金	※1 4,449,425	※1 1,810,864
期末剰余金又は期末欠損金（△）	470	841

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) 親投資信託受益証券以外の有価証券 個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ①金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 ②金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ③時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-------------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	第 51 期 [平成24年9月19日現在]	第 52 期 [平成25年9月19日現在]
※ 1 期首元本額	1,027,882,770円	885,810,462円
期中追加設定元本額	2,518,278円	8,982,991円
期中一部解約元本額	144,590,586円	28,351,079円
2 受益権の総数	885,810,462口	866,442,374口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0000円 (10,000円)	1.0000円 (10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 51 期（自 平成23年9月21日 至 平成24年9月19日）

※ 1 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の元本超過額4,449,895円を分配対象収益とし、4,449,425円（1口当たり0.005023円（1万口当たり50.23円））を分配金額としております。

第 52 期（自 平成24年9月20日 至 平成25年9月19日）

※ 1 分配金の計算過程

計算期間末における純資産額の元本超過額1,811,705円を分配対象収益とし、1,810,864円（1口当たり0.002090円（1万口当たり20.90円））を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	第 51 期 (自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日)	第 52 期 (自 平成24年 9月20日 至 平成25年 9月19日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資する親投資信託受益証券の詳細は「（4）附属明細表」に記載しております。親投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同 左

区 分	第 51 期 〔平成24年9月19日現在〕	第 52 期 〔平成25年9月19日現在〕
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

種 類	第 51 期 〔平成24年9月19日現在〕	第 52 期 〔平成25年9月19日現在〕
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	5,752,256	3,123,611
合 計	5,752,256	3,123,611

(4) 【附属明細表】

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
親投資信託受益証券	公社債投信マザーファンド	800,926,239	864,279,504	
	親投資信託受益証券 小計	800,926,239	864,279,504	
	合計	800,926,239	864,279,504	

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは「公社債投信マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「公社債投信マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	[平成24年9月19日現在]	[平成25年9月19日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	213,626	—
コール・ローン	143,446,187	162,812,823
国債証券	2,539,323,000	2,315,623,000
特殊債券	3,247,082,000	4,424,329,383
社債券	8,366,015,252	6,555,793,996
未収利息	36,793,756	28,262,282
前払費用	6,555,246	1,961,859
流動資産合計	14,339,429,067	13,488,783,343
資産合計	14,339,429,067	13,488,783,343
負債の部		
流動負債		
未払解約金	3,125,096	2,223,802
流動負債合計	3,125,096	2,223,802
負債合計	3,125,096	2,223,802
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	13,333,079,731	12,497,619,666
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	1,003,224,240	988,939,875
元本等合計	14,336,303,971	13,486,559,541
純資産合計	14,336,303,971	13,486,559,541
負債純資産合計	14,339,429,067	13,488,783,343

(注1) 親投資信託の計算期間は、原則として、毎年4月20日から翌年4月19日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券は個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、および金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
-------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

	[平成24年9月19日現在]	[平成25年9月19日現在]
※ 1 期首	平成23年9月21日	平成24年9月20日
期首元本額	14,789,727,225円	13,333,079,731円
期首からの追加設定元本額	45,402,726円	44,343,227円
期首からの一部解約元本額	1,502,050,220円	879,803,292円
元本の内訳*		
追加型・公社債証券投資信託（1月設定）	1,049,276,265円	948,955,110円
追加型・公社債証券投資信託（2月設定）	2,217,890,440円	2,102,799,881円
追加型・公社債証券投資信託（3月設定）	750,566,290円	673,313,445円
追加型・公社債証券投資信託（4月設定）	1,176,587,181円	1,122,456,397円
追加型・公社債証券投資信託（5月設定）	720,761,477円	664,382,803円
追加型・公社債証券投資信託（6月設定）	727,456,022円	668,562,984円
追加型・公社債証券投資信託（7月設定）	553,515,340円	532,369,046円
追加型・公社債証券投資信託（8月設定）	1,293,999,217円	1,252,874,823円
追加型・公社債証券投資信託（9月設定）	821,751,089円	800,926,239円
追加型・公社債証券投資信託（10月設定）	745,767,284円	696,758,700円
追加型・公社債証券投資信託（11月設定）	1,565,015,521円	1,468,442,743円
追加型・公社債証券投資信託（12月設定）	1,710,493,605円	1,565,777,495円
（合 計）	13,333,079,731円	12,497,619,666円
2 受益権の総数	13,333,079,731口	12,497,619,666口
3 1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0752円 (10,752円)	1.0791円 (10,791円)

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区 分	（ 自 平成23年 9月21日 至 平成24年 9月19日 ）	（ 自 平成24年 9月20日 至 平成25年 9月19日 ）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債を実質的な主要投資対象としております。公社債の投資に係る価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成24年9月19日現在]	[平成25年9月19日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記） に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、 短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左 同 左 同 左 同 左
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	[平成24年9月19日現在]	[平成25年9月19日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	3,950,000	△317,000
特殊債券	△6,488,000	△6,329,617
社債券	△25,046,527	△10,311,859
合計	△27,584,527	△16,958,476

（注）当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評 価 額	備 考
国債証券	第８９回利付国債（５年）	500,000,000	502,600,000	
	第９１回利付国債（５年）	700,000,000	704,095,000	
	第９３回利付国債（５年）	500,000,000	504,350,000	
	第９７回利付国債（５年）	600,000,000	604,578,000	
	国債証券 小計	2,300,000,000	2,315,623,000	
特殊債券	第３４回日本政策投資銀行債券（財投機関債）	200,000,000	200,152,000	
	第３７回道路債券（財投機関債）	100,000,000	101,680,000	
	第１１回公営企業債券（財投機関債）	100,000,000	101,138,804	
	第１３回首都高速道路債券（財投機関債）	400,000,000	407,408,000	
	第２６回日本政策金融公庫（財投機関債）	200,000,000	199,904,390	
	第２７回日本政策金融公庫（財投機関債）	300,000,000	299,823,444	
	第３１回都市再生債券（財投機関債）	300,000,000	301,599,000	
	第７２回都市再生債券（財投機関債）	200,000,000	199,586,000	
	第４回本州四国連絡橋債券（財投機関債）	100,000,000	101,569,000	
	い第７０８号商工債券	200,000,000	201,291,787	
	い第７２０号商工債券	300,000,000	302,289,000	
	い第７１０号農林債券	100,000,000	100,662,880	
	い第７１２号農林債券	100,000,000	100,691,000	
	い第７１３号農林債券	100,000,000	100,641,000	
	い第７１４号農林債券	100,000,000	100,817,000	
	い第７１８号農林債券	200,000,000	201,452,000	
	第２４１回信金中金債	100,000,000	100,652,000	
	第２４２回信金中金債	400,000,000	402,788,000	
	第２５０回信金中金債	100,000,000	100,612,000	
	第１３回東日本高速道路	100,000,000	100,039,078	
	第１５回東日本高速道路	100,000,000	100,103,000	
	第１６回東日本高速道路	100,000,000	100,146,000	
	第１５回西日本高速道路	100,000,000	99,948,000	
	第１７回西日本高速道路	400,000,000	399,336,000	
	特殊債券 小計	4,400,000,000	4,424,329,383	
社債券	第９回ＧＥキャピタルコーポレーション	100,000,000	101,029,732	
	第１０回ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー	200,000,000	200,400,000	
	第４回ゴールドマン・サックス・グループ・インク	200,000,000	202,223,960	
	第７回ゴールドマン・サックス・グループ・インク	200,000,000	203,686,000	
	第４回ビー・エヌ・ビー・パリバ	200,000,000	200,056,000	
	第５回ウエストバック・バンキング・コーポレーション	300,000,000	303,783,000	
	第１１回ラボバンク・ネダーランド	300,000,000	300,613,468	
	第５回日本たばこ産業	100,000,000	100,626,020	
	第７回セブン&アイ・ホールディングス	200,000,000	200,164,000	
	第６回ブリヂストン	100,000,000	100,034,000	
	第１３回トヨタ自動車	300,000,000	300,606,000	
	第２０回みずほコーポレート銀行	400,000,000	402,948,000	
	第２３回みずほコーポレート銀行	100,000,000	100,382,000	
	第６回三菱東京ＵＦＪ銀行（劣後特約付）	600,000,000	611,478,000	
	第２回三菱ＵＦＪ信託銀行（劣後特約付）	300,000,000	303,775,486	
	第４回住友信託銀行（劣後特約付）	200,000,000	204,126,000	
	第７回三井住友銀行（劣後特約付）	100,000,000	100,676,510	
	第８回三井住友銀行（劣後特約付）	100,000,000	101,861,000	
	第９回三井住友銀行（劣後特約付）	200,000,000	205,716,000	
	第１回みずほ銀行（劣後特約付）	100,000,000	101,913,000	
	第３６回エヌ・ティ・ティ・ファイナンス	100,000,000	100,599,074	
	第１５回日産フィナンシャルサービス	100,000,000	100,118,746	
	第５２回トヨタファイナンス	200,000,000	200,262,000	

第62回アコム	100,000,000	100,834,000	
第140回オリックス	300,000,000	302,625,000	
第155回オリックス	200,000,000	201,382,000	
第159回オリックス	100,000,000	100,746,000	
第16回三菱UFJリース	100,000,000	100,178,000	
第20回三菱UFJリース	200,000,000	200,172,000	
第22回三菱UFJリース	300,000,000	299,568,000	
第17回野村ホールディングス	100,000,000	101,175,000	
第38回野村ホールディングス	400,000,000	402,036,000	
社債券 小計	6,500,000,000	6,555,793,996	
合計	13,200,000,000	13,295,746,379	

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

２【ファンドの現況】
【純資産額計算書】

平成25年10月31日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	866,720,489
II 負 債 総 額	152,475
III 純資産総額（I－II）	866,568,014
IV 発 行 済 口 数	866,238,995 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0004 (1万口当たり 10,004)

<参考>

「公社債投信マザーファンド」の現況
純資産額計算書

平成25年10月31日現在
(単位：円)

I 資 産 総 額	13,881,508,560
II 負 債 総 額	500,974,393
III 純資産総額（I－II）	13,380,534,167
IV 発 行 済 口 数	12,392,513,230 口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0797 (1万口当たり 10,797)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

（4）受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

平成25年10月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、124,098株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（5名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に関する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は平成25年10月末現在のものであり、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。平成25年10月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	453	6,727,697
追加型公社債投資信託	18	692,626
単位型株式投資信託	10	210,418
単位型公社債投資信託	5	183,777
合 計	486	7,814,518

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（１）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱ＵＦＪ投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)		第28期 (平成25年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	14,298,590	※2	22,261,065
有価証券	※2	8,000,000	※2	8,000,000
前払費用		154,925		159,117
未収入金		13,813		5,504
未収委託者報酬		3,977,324		4,489,181
未収収益	※2	42,563	※2	47,936
繰延税金資産		339,052		402,791
金銭の信託	※2	30,000	※2	30,000
その他		27,621		39,167
流動資産合計		26,883,891		35,434,764
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	281,399	※1	270,058
器具備品	※1	177,757	※1	171,754
土地		1,205,031		1,205,031
有形固定資産合計		1,664,188		1,646,844
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		881,368		857,424
ソフトウェア仮勘定		402,721		430,432
その他		24		—
無形固定資産合計		1,299,937		1,303,679
投資その他の資産				
投資有価証券		14,456,313		15,689,317
関係会社株式		320,136		320,136
長期性預金	※2	8,500,000	※2	3,500,000
長期差入保証金	※2	837,456	※2	825,804
繰延税金資産		139,650		—
その他		15,035		15,035
投資その他の資産合計		24,268,591		20,350,294
固定資産合計		27,232,718		23,300,818
資産合計		54,116,609		58,735,583

(単位：千円)

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	79,079	75,221
未払金		
未払収益分配金	185,817	33,936
未払償還金	1,159,445	1,004,879
未払手数料	※2 1,557,726	※2 1,761,746
その他未払金	50,899	84,763
未払費用	※2 1,174,572	※2 1,333,574
未払消費税等	63,602	128,077
未払法人税等	1,532,874	1,686,070
賞与引当金	520,000	594,000
その他	278,521	348,389
流動負債合計	6,602,539	7,050,661
固定負債		
退職給付引当金	119,902	119,776
役員退職慰労引当金	49,735	65,103
時効後支払損引当金	195,228	201,877
繰延税金負債	—	251,776
固定負債合計	364,866	638,533
負債合計	6,967,405	7,689,194
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	222,096	222,096
資本剰余金合計	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計	44,203,921	47,026,806
株主資本合計	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券	723,054	1,797,355
評価差額金		
評価・換算差額等合計	723,054	1,797,355
純資産合計	47,149,203	51,046,388
負債純資産合計	54,116,609	58,735,583

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	47,476,170	48,411,166
投資顧問料	15,335	13,601
その他営業収益	153,305	138,788
営業収益合計	47,644,812	48,563,556
営業費用		
支払手数料	※2 19,292,904	※2 19,724,426
広告宣伝費	516,886	543,508
公告費	7,961	1,748
調査費		
調査費	909,999	942,478
委託調査費	9,975,300	10,699,987
事務委託費	306,137	242,537
営業雑経費		
通信費	90,066	89,308
印刷費	400,552	443,177
協会費	40,636	39,963
諸会費	7,593	7,621
事務機器関連費	958,507	971,457
その他営業雑経費	16,396	8,989
営業費用合計	32,522,943	33,715,204
一般管理費		
給料		
役員報酬	202,812	198,915
給料・手当	3,623,556	3,740,875
賞与引当金繰入	520,000	594,000
福利厚生費	520,897	593,073
交際費	26,743	23,259
旅費交通費	153,892	139,968
租税公課	102,255	115,450
不動産賃借料	698,539	699,860
退職給付費用	142,883	162,650
役員退職慰労引当金繰入	22,805	19,007
固定資産減価償却費	481,601	442,844
諸経費	247,162	270,874
一般管理費合計	6,743,148	7,000,782
営業利益	8,378,719	7,847,569

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	153,215	213,088
有価証券利息	※2 8,160	※2 6,698
受取利息	※2 25,661	※2 25,684
投資有価証券償還益	1,876	6,072
収益分配金等時効完成分	318,285	412,323
その他	7,856	1,935
営業外収益合計	515,056	665,802
営業外費用		
投資有価証券償還損	—	8,689
時効後支払損引当金繰入	15,288	16,881
事務過誤費	7,845	186
その他	82	45
営業外費用合計	23,216	25,802
経常利益	8,870,559	8,487,569
特別利益		
投資有価証券売却益	150,103	334,775
特別利益合計	150,103	334,775
特別損失		
投資有価証券売却損	153,276	32,155
関係会社株式売却損	13,563	—
投資有価証券評価損	1,925	—
固定資産除却損	※1 17,034	※1 253
その他	412	—
特別損失合計	186,212	32,409
税引前当期純利益	8,834,449	8,789,934
法人税、住民税及び事業税	3,510,046	3,441,310
法人税等調整額	175,067	△55,499
法人税等合計	3,685,113	3,385,811
当期純利益	5,149,336	5,404,123

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,000,131	2,000,131
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
資本剰余金合計		
当期首残高	222,096	222,096
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	222,096	222,096
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	342,589	342,589
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	6,998,000	6,998,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	34,903,313	36,863,331
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	36,863,331	39,686,216
利益剰余金合計		
当期首残高	42,243,903	44,203,921
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	44,203,921	47,026,806
株主資本合計		
当期首残高	44,466,131	46,426,148
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
当期変動額合計	1,960,017	2,822,884
当期末残高	46,426,148	49,249,033
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	391,537	723,054

当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
評価・換算差額等合計		
当期首残高	391,537	723,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	331,516	1,074,300
当期末残高	723,054	1,797,355
純資産合計		
当期首残高	44,857,668	47,149,203
当期変動額		
剰余金の配当	△3,189,318	△2,581,238
当期純利益	5,149,336	5,404,123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	331,516	1,074,300
当期変動額合計	2,291,534	3,897,185
当期末残高	47,149,203	51,046,388

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、建物38年であります。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生年度の従業員の平均支払期間以内の一定の年数（8年）による定額法により、翌事業年度より費用処理することとしております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

（会計方針の変更）

法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1)概要

本会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものです。

(2)適用予定日

平成26年3月期の期末より適用予定です。ただし、退職給付債務の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首より適用予定です。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産の減価償却累計額

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
建物	208,976千円	233,990千円
器具備品	294,294千円	351,481千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
預金	11,773,728千円	19,410,015千円
有価証券	8,000,000千円	8,000,000千円
未収収益	42,563千円	40,120千円
金銭の信託	30,000千円	30,000千円
長期性預金	8,500,000千円	3,500,000千円
長期差入保証金	828,908千円	816,823千円
未払手数料	851,491千円	927,107千円
未払費用	135,926千円	148,712千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
器具備品	1,144千円	253千円
ソフトウェア	15,890千円	—
計	17,034千円	253千円

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
支払手数料	10,760,427千円	10,230,968千円
有価証券利息	6,532千円	5,170千円
受取利息	25,661千円	25,684千円

（株主資本等変動計算書関係）

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成23年6月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 3,189,318千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 25,700円 |
| ③ | 基準日 | 平成23年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成23年6月30日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 2,581,238千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 20,800円 |
| ④ | 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	124,098	—	—	124,098
合計	124,098	—	—	124,098

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成24年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 2,581,238千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 20,800円 |
| ③ | 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成24年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 2,705,336千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 21,800円 |
| ④ | 基準日 | 平成25年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 平成25年6月25日 |

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第27期（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	14,298,590	14,298,590	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	3,977,324	3,977,324	—
(4) 長期性預金	8,500,000	8,509,886	9,886
(5) 投資有価証券	14,417,413	14,417,413	—
資産計	49,193,328	49,203,214	9,886
(1) 未払手数料	1,557,726	1,557,726	—
(2) 未払法人税等	1,532,874	1,532,874	—
負債計	3,090,600	3,090,600	—

第28期（平成25年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	22,261,065	22,261,065	—
(2) 有価証券	8,000,000	8,000,000	—
(3) 未収委託者報酬	4,489,181	4,489,181	—
(4) 長期性預金	3,500,000	3,505,795	5,795
(5) 投資有価証券	15,650,417	15,650,417	—
資産計	53,900,663	53,906,459	5,795
(1) 未払手数料	1,761,746	1,761,746	—
(2) 未払法人税等	1,686,070	1,686,070	—
負債計	3,447,816	3,447,816	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)有価証券、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、有価証券はすべて短期決済される譲渡性預金であります。

(4)長期性預金

契約期間に基づく区分ごとに、新規に預金を行った場合に想定される預金金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(5)投資有価証券

上記の表中における投資有価証券はすべて投資信託であり、基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
非上場株式	38,900	38,900
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第27期（平成24年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,298,590	—	—	—
未収委託者報酬	3,977,324	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	3,168,056	4,412,092	2,183,060
長期性預金	—	8,500,000	—	—
合計	26,275,914	11,668,056	4,412,092	2,183,060

第28期（平成25年3月31日現在）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	22,261,065	—	—	—
未収委託者報酬	4,489,181	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
譲渡性預金	8,000,000	—	—	—
投資信託	—	4,150,204	2,167,462	2,151,428
長期性預金	—	3,500,000	—	—
合計	34,750,246	7,650,204	2,167,462	2,151,428

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第27期（平成24年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	11,092,127	9,993,766	1,098,361
	小 計	11,092,127	9,993,766	1,098,361
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,325,285	3,446,474	△121,188
	小 計	3,325,285	3,446,474	△121,188
	合 計	14,417,413	13,440,240	977,173

第28期（平成25年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	12,625,086	10,181,990	2,443,096
	小 計	12,625,086	10,181,990	2,443,096
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	3,025,331	3,033,767	△8,436
	小 計	3,025,331	3,033,767	△8,436
	合 計	15,650,417	13,215,757	2,434,660

3. 売却したその他有価証券

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	158,639	—	64,792
債券	—	—	—
その他	3,036,630	150,103	88,484
合 計	3,195,269	150,103	153,276

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	7,033,368	334,775	32,155
合 計	7,033,368	334,775	32,155

（デリバティブ取引関係）
重要な取引はありません。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員に対して確定拠出年金制度、退職一時金制度及び確定給付年金制度を設けております。
なお、平成23年10月に適格退職年金制度を廃止し、確定給付年金制度へ移行しました。

2.退職給付債務に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
(1)退職給付債務	△475,564	△382,988
(2)年金資産	198,994	143,462
(3)未積立退職給付債務 (1)+(2)	△276,569	△239,525
(4)未認識数理計算上の差異	156,666	119,749
(5)貸借対照表計上額純額 (3)+(4)	△119,902	△119,776
(6)退職給付引当金	△119,902	△119,776

3.退職給付費用に関する事項

（単位：千円）

	第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
(1)勤務費用	27,806	26,748
(2)利息費用	8,420	7,087
(3)期待運用収益	△4,635	△2,984
(4)数理計算上の差異の費用処理額	13,599	27,653
(5)退職給付費用	45,191	58,504
(6)その他	97,692	104,146
(7)合計	142,883	162,650

（注）「(6)その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(2) 割引率

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(3) 期待運用収益率

第27期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	第28期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1.5%	1.5%

(4) 数理計算上の差異の処理年数

8年（各事業年度の発生時における従業員の平均支払期間以内の一定の年数による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。）

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第27期 (平成24年3月31日現在)	第28期 (平成25年3月31日現在)
繰延税金資産		

減損損失	557,868 千円	542,460 千円
投資有価証券評価損	362,665	226,404
ゴルフ会員権評価損	8,505	8,505
未払事業税	109,608	140,336
賞与引当金	197,652	225,779
役員退職慰労引当金	17,725	23,202
退職給付引当金	42,783	45,495
減価償却超過額	19,890	10,083
委託者報酬	99,265	124,166
長期差入保証金	21,895	26,203
時効後支払損引当金	69,579	71,948
その他	39,304	48,666
繰延税金資産 小計	1,546,744	1,493,253
評価性引当額	△813,923	△704,932
繰延税金資産 合計	732,821	788,320
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△254,118	△637,305
繰延税金負債 合計	△254,118	△637,305
繰延税金資産の純額	478,702	151,015

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）及び第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区別の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、
記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,404,897 千円	未払手数料	285,119 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	667,780 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	168,292 千円	未払費用	81,330 千円
						株式の売却		98,112 千円		
主要 株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	6,371,303 千円	未払手数料	566,371 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	36,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	6,532 千円	未収収益	544 千円
						マルチコーラ ブル預金の預 入	7,000,000 千円	現金及び 預金	5,500,000 千円	
							マルチコーラ ブル預金に係 る受取利息	24,415 千円	長期性預金	8,500,000 千円
								未収収益	2,886 千円	

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 50.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	4,556,241 千円	未払手数料	324,725 千円
						事務所の賃借	事務所賃借 料	671,086 千円	長期差入保 証金	812,027 千円
						投資の助言	投資助言料	167,142 千円	未払費用	85,301 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 25.0%	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	5,674,726 千円	未払手数料	602,382 千円
						取引銀行	譲渡性預金 の預入	30,000,000 千円	有価証券	8,000,000 千円
							譲渡性預金 に係る受取 利息	5,170 千円	未収収益	717 千円
							マルチコーラ ブル預金の預 入	5,500,000 千円	現金及び 預金	10,500,000 千円
									長期性預金	3,500,000 千円
							マルチコーラ ブル預金に係 る受取利息	24,246 千円	未収収益	2,301 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

事務所敷金及び賃借料については、市場実勢等を勘案して決定しております。

投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

売却価額については、第三者機関による企業価値評価をもとに決定しております。

預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は3ヶ月～3年であります。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等
第27期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	3,914,481 千円	未払手数料	285,874 千円

第28期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託 の募集の取扱 及び投資信託 に係る事務代 行の委託等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払	3,513,173 千円	未払手数料	321,822 千円

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（１株当たり情報）

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
1株当たり純資産額	379,935.23円	411,339.33円
1株当たり当期純利益金額	41,494.11円	43,547.22円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第28期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	5,149,336	5,404,123
期中平均株式数（株）	124,098	124,098

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

- ①名称：三井住友信託銀行株式会社
（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
②資本金の額：342,037百万円（平成25年３月末現在）
③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（２）販売会社

①名称	②資本金の額 (平成25年３月末現在)	③事業の内容
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社群馬銀行	48,652 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社福井銀行	17,965 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社池田泉州銀行	50,710 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山口銀行	10,005 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社佐賀銀行	16,062 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社沖縄銀行	22,725 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北九州銀行	10,000 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社京葉銀行	49,759 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社名古屋銀行	25,090 百万円	銀行業務を営んでいます。
労働金庫連合会	120,000 百万円※	金融業務を営んでいます。
藍澤證券株式会社	8,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
今村証券株式会社	500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
宇都宮証券株式会社	301 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
日本アジア証券株式会社	4,100 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
高木証券株式会社	11,069 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ちばぎん証券株式会社	4,374 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
むさし証券株式会社	5,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
東海東京証券株式会社	6,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
内藤証券株式会社	3,002 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

新潟証券株式会社	600 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
日産センチュリー証券株式会社	1,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
浜銀TT証券株式会社	3,307 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
ばんせい証券株式会社	1,558 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
SMBCフレンド証券株式会社	27,270 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
山形証券株式会社	100 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
豊証券株式会社	2,540 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種 金融商品取引業を営んでいます。

※労働金庫連合会の資本金の額は「出資金」を記載しております。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

（２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成25年10月末現在）

株式会社三菱東京UFJ銀行は委託会社の株式の25.0%（31,023株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

当計算期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成25年8月2日 有価証券届出書

平成25年6月18日 半期報告書

平成24年12月18日 有価証券報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月30日

三菱UFJ投信株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅 印
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている追加型・公社債証券投資信託（9月設定）の平成24年9月20日から平成25年9月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、追加型・公社債証券投資信託（9月設定）の平成25年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月24日

三菱UFJ投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	長島 拓也	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。